

2010年度（平成22年度）第2回福山市入札監視委員会会議概要

1 会議名

2010年度（平成22年度）第2回福山市入札監視委員会

2 開催日時・場所

2010年（平成22年）9月22日（水）午後6時～午後7時
福山市役所議会棟3階 第5委員会室

3 出席委員

中山委員，相原委員，西原委員，坂本委員，神原委員

4 出席した職員

建設管理部長，環境部長，土木部長，建築部長，水道局業務部長，水道局工務部浄水担当部長，建設政策課長，契約課長，技術検査課長，環境総務課長，道路維持課主幹，営繕課長，水道局経理課長，水道局浄水管理課長

5 会議の概要

(1) 2010年度（平成22年度）の契約状況等について

契約課長から次のとおり説明を行った。

本年度8月末までの福山市発注分の入札件数は363件で，その落札率は77.4%，水道局発注分は75件で，83.36%であった。福山市発注分の落札率について，2006年度と比較すると3.1ポイント低下，2007年度と比較すると2.6ポイント上昇，2008年度と比較すると2.0ポイント，2009年度と比較すると5.2ポイント低下している。水道局発注分の落札率は，2006年度と比較すると0.8ポイント低下，2007年度と比較すると0.7ポイント上昇，2008年度と比較すると1.9ポイント低下，2009年度と比較すると0.3ポイント上昇している。福山市発注分の落札率が2008年度から上昇した要因としては，2005年度から段階的に条件付一般競争入札などの対象を順次拡大したことにより，競争性が向上したものの，一方では，過度な低価格での受注による建設労働者や下請業者へのしわ寄せなどの懸念から，2007年度に低入札価格調査制度を廃止し，最低制限価格制度に一元化したこと，2008年度及び2009年度において最低制限価格の積算基準の見直しを行ったこと，さらには，今日の厳しい経済状況や雇用情勢に対応するため，地元企業の更なる支援措置として，本年3月10日から最低制限価格の更なる見直しを行ったことによるものと考えている。なお，本年度の落札率が大きく低下した要因としては，（仮称）福山市汚泥再生処理センター建設工事の落札率が65.4%であったことの影響によるものであり，この工事を除くと落札率は83.94%で，昨年度と比べ1.4ポイント上昇しており，最低制限価格の見直しにより，本年度の落札率は昨年度より上昇するものと考えている。

(2) 抽出案件の審議

- ア (仮称) 福山市汚泥再生処理センター建設工事【総合評価方式】
- イ 交差点整備工事(箕島28号線)
- ウ 区画線修繕工事(沖野上箕島線)
- エ (仮称) 福山市神辺斎場建設火葬炉設備工事
- オ フロキュレータ取替工事

アからオについて、契約担当課長及び当該工事担当課長が、それぞれの工事について説明を行った。

(3) 入札及び契約手続の運用状況等についての報告

指名除外措置運用状況について、契約課長から取りまとめて報告を行った。

(4) 次回委員会の開催日時について

2011年(平成23年)1月中旬を目途に事務局で調整する。

(5) 次回委員会で審議の対象とする工事の抽出方法について

今回の事案の抽出は、本年8月から11月分を対象とし、神原委員が担当する。

6 発言の趣旨

主な質疑応答は、次のとおりである。

抽出案件の審議

ア (仮称) 福山市汚泥再生処理センター建設工事【総合評価方式】について

Q1 今回の建設局の抽出対象工事のうちで落札率が最も低かった工事である。これに次いで落札率が低かった案件と比較しても10ポイント以上の差がある。一方で、予定価格は抽出対象工事のうちで最も高く、その落札率低減効果は著しい。予定価格の妥当性、落札率が大きく低下した原因及び最低制限価格との関係を含め、当事案における総合評価方式の具体的な適用状況を知りたい。

A1 廃棄物処理施設は、高度な化学機械を導入するものであり、施設自体が高度な技術を組み合わせたシステムであるため、入札参加者から技術提案を求め、設計・施工・運営を行う企業の技術力を競争させることで、高い品質の施設建設が期待されることから総合評価方式とし、評価にあたっては、入札参加者から使用エネルギーの削減や環境負荷への低減などについて、技術提案させるとともにヒアリングを行い、学識経験者2名を含む総合評価審査会で評価したものである。予定価格については、設計・施工を一括して発注する性能発注方式であり、独自の技術やノウハウを活用することから、見積を徴したものと他都市の類似施設の落札価格等を比較検討し、低い方の価格を基に設定したものである。また、国の指導により、このような工事は原則として最低制限価格を設定すべきではないということもあり、本工事については、最低制限価格を設けていない。その結果、落札率が65.4%と低価格となったため、当該業者から詳細な積算資料の提出を求め、聴き取り調査を行ったが、建設コストなどが低減できる自社独自方式によ

る積算などから安価にできることが主な要因であり、著しく公正な取引の秩序を乱す恐れがないものと判断し、落札決定したものである。

Q 2 評価項目の中に維持管理経費の削減に関する事項があるが、今回の工事を請け負った場合、維持管理も行うという前提であるのか。

A 2 このように特殊で大規模な施設は、維持管理経費など将来的な負担も大きくなる可能性が十分にあるため、当該業者が維持管理をした場合を想定し、15年間の人件費や修繕費等についての資料を求め、評価することとしたものである。

イ 交差点整備工事（箕島28号線）について

Q 4 今回の建設局の抽出対象工事のうちで有効な入札が1件のみとなった工事4件のうち、落札率が最も高かった工事である。入札参加者25社のうち24社が失格するなか、唯一高額で落札できた理由は何か、また、落札業者の受注意欲に問題はなかったのか、見解を知りたい。

A 4 この工事は交差点整備工事であるため、他の工事より最低制限価格の基準が若干高かったこと、さらに最低制限価格の自動調整の影響などにより、高い受注意欲から多くの者が最低制限価格付近で入札を行い、結果的に最低制限価格を下回ったものと考えている。

ウ 区画線修繕工事（沖野上箕島線）について

Q 5 今回の建設局の抽出対象工事のうちで落札率が最も高かった工事である。次点のものも落札率は90%を超えているが、それは従来から落札率が比較的高いとの指摘がある電気工事であり、抽出事案とは異なる。有効入札数からは十分な競争があったものと思われるが、その中で落札率が高くなった事情を知りたい。

A 5 この工事は、一般通行を確保しながら工事を実施することとなるため、技術の熟度を必要とし、品質確保を図るためには、これらのことを理解し、遂行できる者を選定する必要があるため、同種工事の実績を求めたものである。入札参加要件に該当する市内業者は1社であり、競争性確保の観点から県内に本店、支店又はこれに準ずるものを有する者を求めたものである。落札率は93.4%と高かったのは、各業者の施工条件や技術者及び工事場所などの理由があったものと考えている。

エ （仮称）福山市神辺斎場建設火葬炉設備工事について

Q 6 今回の建設局の抽出対象工事のうち、随意契約で予定価格が最も高い工事である。随意契約とした理由について、プロポーザル方式による機種選定委員会において当該業者の火葬炉の採用を決定したことによるとされているが、同委員会における審議の過程、特に競合案件があった場合それとの優劣判断がどうであったのかを知りたい。

A 6 火葬炉は、メーカーにより規模や構造が異なるため、機種選定はプロポーザル方式によるものとし、本市の入札参加有資格者の中から、一定の考え方に基づいて3社を選定し、本市から基本仕様を示し、見積及び設計図書等の提出を求めた後、機種選定委員会において各社から説明を受けた。火葬炉機能や維持管理などの選定基準に基づいて総合

的に審査を行い、内容的に最も優れていた当該業者が選定された。本市としては、委員会の選定結果を踏まえ、当該業者と随意契約したものである。

Q 7 この委員会の人数は何名か。

A 7 副市長以下学識経験者も含め12名で構成されている。

Q 8 この選定基準の配点はどのような内容か。

A 8 この委員会においては、価格を含め、火葬炉の機能、環境保全対策や施設の維持管理などを総合的に判断できる配点としたものである。

オ フロキュレータ取替工事について

Q 9 今回の水道局の抽出対象工事のうち落札率が最も高くなった工事であると共に、予定価格も最高であった。落札率については次点のものと比較しても10ポイント以上の差がある。入札参加業者数は少なく、工事名からも特殊な機械装置の取替工事のようだが、落札率が高くなった経緯について知りたい。

A 9 フロキュレータは、上水道において特有かつ特殊な装置であり、水道施設のプラントメーカーで製作したものを現地で組み立て、据付を行うことになる。また、現在稼働中の施設で取り替えることになり、沈殿池の半分を空にして施工することとなるため、短期間で行う必要がある。以上により、上水道の施設を熟知し、迅速かつ確実に施工する必要があることから、施工実績を求めたものである。県内に本支店を有する者は7社確認できたが、上水道に特有かつ特殊な工事であること、稼働中の取替のため短期間での施工となり、新設より難しい工事であること、技術者の熟練度を要することから、以上の結果になったものと考えている。

Q 10 機器は設置からどのくらい経過しているのか。

A 10 箕島浄水場のものは30年、中津原浄水場のものは27年から28年を経過している。